

神奈川県プラスチック事業健康保険組合
理 事 長

健康保険組合保険料率の変更について(公告)

当健康保険組合の保険料率(調整保険料率を含む)を次のとおり変更したので
公告します。

記

1. 健康保険料率

1,000分の	96.700	(	9.670%	)
負担割合:事業主1,000分の	48.350	(	4.8350%	)
被保険者1,000分の	48.350	(	4.8350%	)
内訳 一般保険料率				
1,000分の	95.430	(	9.543%	)
負担割合:事業主1,000分の	47.715	(	4.7715%	)
被保険者1,000分の	47.715	(	4.7715%	)
調整保険料率				
1,000分の	1.270	(	0.127%	)
負担割合:事業主1,000分の	0.635	(	0.0635%	)
被保険者1,000分の	0.635	(	0.0635%	)

2. 子ども子育て支援金料率

1,000分の	2.300	(	0.230%	)
負担割合:事業主1,000分の	1.150	(	0.1150%	)
被保険者1,000分の	1.150	(	0.1150%	)

3. 介護保険料率

1,000分の	16.000	(	1.600%	)
負担割合:事業主1,000分の	8.000	(	0.8000%	)
被保険者1,000分の	8.000	(	0.8000%	)

4. 施行年月日

健康保険料率・介護保険料率

令和8年3月1日 (令和8年3月分から適用<4月末納付分>)

但し、健康保険法第3条第4項に規定する被保険者(任意継続被保険者)
については、令和8年4月1日 から適用する。

子ども支援金料率

令和8年4月1日 (令和8年4月分から適用<5月末納付分>)